

DCマッチング拠出、拠出限度額引上げの方向性について (自民党の税制改正大綱)

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	DC
	その他	財政運営	資産運用	会計基準	
内容	法令通知				

ご参考にDB年金、厚生基金のお客様にお送りしています。

ポイント

今般(12月12日付け)、自民党より平成21年度の税制改正大綱が公表され、DCマッチング拠出の導入、DC拠出限度額の引上げ等について示されましたのでご案内致します。
政府は本大綱の内容等を踏まえ、来年1月に招集する次期通常国会に税制改正関連法案を提出する予定です。

<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2008/seisaku-032.html>

自民党の平成21年度税制改正大綱の概要(DC関連)

- 企業型DCに個人拠出掛金(マッチング拠出掛金)を導入し、全額所得控除の対象とする
- DC拠出限度額について
 - 企業型
 - イ 他の企業年金がない場合 現行4.6万円/月 5.1万円/月
 - ロ 他の企業年金がある場合 現行2.3万円/月 2.55万円/月
 - 個人型
 - 企業年金が無い場合 現行1.8万円/月 2.3万円/月

個人拠出掛金(マッチング)の上限額については言及がありませんが、「事業主掛金額+個人拠出額 拠出限度額」と思われます。

また法案が提出され可決された場合、インフラ等の整備より施行時期は1年程度後となるものと思われます。

以上